

## 令和8年 会津若松市農作業労働賃金標準額

この料金表は、農作業受委託の金額を決める目安となるよう「会津若松市農作業労働賃金額検討会議」における協議を踏まえお示ししています。

令和8年中に福島県最低賃金が改定され、この労働賃金標準額（通常作業）が改正後の最低賃金を下回る場合には、当該最低賃金以上の額に読み替えるようお願いいたします。

また、作業料金は、区画面積が主に30a以上の整理地を基準とした、標準的な作業内容で積算しておりますので、下記の事項については当事者間で協議の上、農作業労働賃金を設定して下さい。

- ・ ほ場条件等で特に勘案する必要がある（倒伏・軟弱田・休耕田・遊休農地等）
- ・ 稲刈における、ほ場条件（良好、湿田等）
- ・ 倒伏の程度による倒伏田刈取の割増※

例：倒伏率100%・・・100%割増

倒伏率 50%・・・50%割増

倒伏率 30%・・・30%割増

※ 倒伏の程度・ほ場条件ごとに作業時間の調査を行い、割増率を設定していますが、条件により作業時間も違いますので、刈り取り前に当事者間で現地を確認の上、割増率を設定するようにして下さい。

- ・ 水分含量の多少により、粒乾燥時間に差が出る
- ・ 畦耕起における浅深耕、低速耕、複数耕などの作業
- ・ 燃料費等の経費において、著しい価格の変動がある
- ・ 料金表に記載のない作業を行う など

会津若松市農作業労働賃金標準額検討会議  
(構成員)  
会津若松市・会津よつば農業協同組合・福島県会津農林事務所  
農作業受託者・農作業委託者・会津若松市農業委員会

【問い合わせ先】 会津若松市農業委員会 TEL: 0242-39-1351

# 令和8年 会津若松市農作業労働賃金標準額

(単位:円)

作業名	単位	賃金	備考
通常作業	1日あたり	8,264	・1日の作業時間は8時間を基準 ・作業内容により別途協議
果樹せん定	1日あたり	10,264	・昼食は含まれていません

※令和8年中に最低賃金が改定され、賃金標準額が最低賃金を下回る場合には、最低賃金以上の額に読み替えてください。

(単位:円)

主要農作業料金	作業名	単位	税抜標準額	税込標準額(10%)	備考
	育苗	1箱	700	770	
	肥料散布	通常	10a	1,300	・1品目あたり
		多量	10a	1,500	・1品目あたり4袋以上
	耕耘	田	10a	5,200	・1回あたり(プラウは2回)
		畑	10a	6,200	・耕耘の際、委託者の希望がある場合は、当事者間で
		プラウ	10a	7,700	協議して下さい
	代掻	10a	6,100	6,710	・植代まで
	田植	10a	6,300	6,930	
	側条施肥田植	10a	7,100	7,810	
	防除	粒剤	10a	700	・1回あたり
		液剤	10a	1,100	
		ドローン	10a	1,300	
	稻刈	10a	17,200	18,920	・「稻ワラ結束」は2,530円 加算(ひも代含む) ・倒伏程度による刈取の割増について は、当事者間で協議して下さい
	乾燥	10a	9,000	9,900	・水分含量過多の場合は当事者間で協議して下さい
	調整	色彩有	30kg	540	・小米含む
		色彩無	30kg	270	・小米含む
	堆肥散布	10a	4,900	5,390	・積込みあり ・10aあたり1t

その他の作業料金	苗運搬	1箱	52	57	
	糀運搬	10a	2,200	2,420	
	溝切	10a	1,900	2,090	・乗用型の場合 ・10aあたり縦2本、横2本
	畦畔塗り	1m	52	57	
	畦畔草刈	1時間	1,700	1,870	
	精米	30kg	430	473	・玄米の場合
	糀殻処理	30kg	52	57	
	荷造り(紙袋)	30kg	52	57	
	わら梱包	1梱包	280	308	・ひも代含む ・運搬代等は含みません
	色彩選別	30kg	540	594	・作業全てを委託する場合

- ・区画面積が主に30a以上の整理地を基準としています。
- ・主要農作業について未整理地の場合は、15%割増の料金とします。(育苗、乾燥、調製を除く)
- ・種子・農薬・肥料等の資材代については、作業料金に含まれておりません。
- ・ほ場条件等で特に勘案する必要があるとき(倒伏・軟弱田・休耕田・遊休農地等)や燃料費等の著しい変動などがあったとき、上記に記載のない農作業を行うときや作業を追加で行うときは、当事者間で協議のうえ、作業料金を設定して下さい。